

総社市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月1日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第48号

総社市手数料条例の一部を改正する条例

総社市手数料条例（平成17年総社市条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後				改正前				
別表第4（第2条関係）				別表第4（第2条関係）				
区分及び種類		単位	手数料の金額	区分及び種類		単位	手数料の金額	
岡山県屋外広告物条例(昭和41年岡山県条例第29号)の規定による広告物の表示若しくは掲出物件の設置の許可	貼り紙及び貼り札等		100枚までごとに	貼り紙及び貼り札等		100枚までごとに	<u>420円</u>	
	立看板等		1基につき	立看板等		1基につき	<u>420円</u>	
	広告旗、 広告板 (ネオン及び電光によるものを含む。)及び タンク類	表示面積 1㎡未満のもの	1基につき	<u>430円</u>	広告旗、 広告板 (ネオン及び電光によるものを含む。)及び タンク類	表示面積 1㎡未満のもの	1基につき	<u>410円</u>
		1㎡以上3㎡未満のもの	同	<u>850円</u>		1㎡以上3㎡未満のもの	同	<u>810円</u>
		3㎡以上5㎡未満のもの	同	<u>1,240円</u>		3㎡以上5㎡未満のもの	同	<u>1,170円</u>
5㎡以上8㎡未満のもの		同	<u>1,570円</u>	5㎡以上8㎡未満のもの		同	<u>1,480円</u>	
8㎡以上10㎡未満のもの		同	<u>1,880円</u>	8㎡以上10㎡未満のもの		同	<u>1,780円</u>	
10㎡以上のもの		同	<u>1,880円</u> に10㎡を超える部分が1㎡に達するまでごとに100円を加算し	10㎡以上のもの		同	<u>1,780円</u> に10㎡を超える部分が1㎡に達するまでごとに100円を加算し	

改正後				改正前					
又は許可期間の更新の許可に係る屋外広告物許可申請手数料				た額	又は許可期間の更新の許可に係る屋外広告物許可申請手数料				た額
	アドバルーンその他これに類するもの	1個につき	<u>1,450円</u>			アドバルーンその他これに類するもの	1個につき	<u>1,370円</u>	
	アーチ	1基につき	<u>2,910円</u>			アーチ	1基につき	<u>2,750円</u>	
	広告網その他これに類するもの	1個につき	<u>750円</u>			広告網その他これに類するもの	1個につき	<u>710円</u>	
備考 略					備考 略				

附 則
この条例は、令和8年10月1日から施行する。